

- ・審判員は選手の先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央で宣告できない場合もあるが「始め」の宣告は必ず両試合者の中央の位置で行う。
- ・「分かれ」は主審の裁量で判断し宣告する。
- ・完全に剣先が触れない位置まで分かれさせる。

②「分かれ」を宣告する機会（時期）

- ・「ただちに『分かれ』を宣告する」とは特に秒数は設けていない。
- ・機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり、「分かれ」を多発することになる。
- ・試合者は鏢競り合いになった瞬間、技が出ない場合は積極的に分かれる努力をすることが重要である。
- ・打突動作から鏢競り合いになり「縁が切れ」、分かれな場合は直ちに「分かれ」を宣告する。（主審の裁量）
- ・相互に分かれようとしている途中の打突は有効打突とはしない。場合によっては合議の上、反則を適用する。特に一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと思せかけて打突する場合等
（色々な状況や原因を踏まえた上で合議により判断する）
- ・どちらか一方が分かれようとしない、或いは分かれようとしている相手に接近していく行為が見られた場合は合議の上、反則を適用する。（主審の裁量）
- ・意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為は、試合審判規則第1条に則り合議の上、反則を適用する。

繰り返しになるが、上記、「鏢競り合い」や意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為については、審判員の裁量だけで運用するのは困難であり、事前に試合者に対して、十分に指導、徹底することが重要である。

4. 審判員の密接を防ぐために、審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行う。現行では主審と副審の袖と袖が触れるか触れないかの距離であったが、右図のように主審と副審の袖と袖の間隔を1メートル以上空ける。主審は中心の位置に、副審は開始線よりやや外側に立ち、定位置まで開始線の外側を通り直進する。
5. 合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。
6. 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は1メートル以上の間隔を空ける。
7. 試合者、審判員は試合中マスク着用する。それ以外の開会式、閉会式、待機中等においても常時マスクを着用する。マスクは口鼻を隠し、正しく装着する。
また、審判旗は各自で持参して使用する。